

意見書案第9号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月30日

羽曳野市議会

議長 通堂 義弘 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井 喜世子

大坪 正 尚

黒川 実

笠原 由美子

樽井 佳代子

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、「基本的人権の尊重」を掲げる日本国憲法からも重要な課題である。しかし、冤罪被害者を救済する「再審」制度では、その法律（刑事訴訟法）において、再審請求手続きの審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。いわば、「再審のルール」がないため再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれている。

とりわけ、再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者の救済の大きな原動力となった。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要だが、現行法にはそれを定めた明文規定がない。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。速やかな再審公判への移行を行うためには、検察官の不服申し立ては、制限されるべきである。さらに、審理のあり方についても明文規定がなく、審理に格差が生じることのないよう、手続き規定における整備が必要である。1966年に発生した殺人事件で「犯人」として死刑判決を受けた袴田 巖さんは、間違った裁判によって、58年間という人生の半分以上を奪われた。最初の再審請求から再審開始まで42年もかかったのは法整備の遅れによるもので、無辜の民の犠牲をこれ以上生まないために、速やかな法整備が求められる。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の点について再審法を速やかに改正することを求める。

記

1. 再審請求手続きにおける証拠開示を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てに制限を加えること。
3. 再審請求手続きにおける手続き規定の整備をすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月30日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

各宛